

河川法に基づく許可申請書の作成手引

(別途冊子)

昭和 57 年 7 月

長野県土木部河川課

(和
田)

○

○

目 次

第 1	許可申請書の作成等について	1
第 2	流水の占用許可申請について	2
第 3	土地の占用許可申請について	8
第 4	土石等の採取の許可申請について	11
第 5	土石以外の河川の産出物の採取の許可申請について	14
第 6	工作物の新築等の許可申請について	17
第 7	土地の掘さく等の許可申請について	23
	(民地における土石採取を含む)	
第 8	河川保全区域内の許可申請について	29
	(工作物の新築等、土地の掘さく等)	

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is essential for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent data collection procedures and the use of advanced analytical techniques to derive meaningful insights from the data.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in data management and analysis. It discusses how modern software solutions can streamline data collection, storage, and processing, thereby improving efficiency and accuracy.

4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data management, such as data quality, security, and privacy. It provides strategies to mitigate these risks and ensure that the data remains reliable and secure throughout its lifecycle.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of a data-driven approach in decision-making and the need for continuous monitoring and improvement of the data management process.



第 1 許可申請書の作成等について

1. 用紙の大きさは、~~B5~~^{A4}版とし、横書き、左とじとすること。
2. 申請書は、申請目的に従って、次表により所定の様式により作成すること。

申請目的	適用条文	規則別記様式第八					
		甲	乙の1	乙の2	乙の3	乙の4	乙の5
流水の占用 (土地の占用、河川区域及び河川保全区域内の工作物の新築等の伴なうものを含む)	第23条 第24条 第26条 第55条第1項	○	○				
土地の占用	第24条	○		○			
土石の採取	第25条 第27条第1項	○			○		
土石以外の河川の産出物の採取	第25条	○			○		
民地における土石の採取	第27条第1項	○					○
民地における工作物の新築、改築、除却	第26条	○				○	
河川区域内および河川保全区域の工作物の新築、改築、除却	第24条 第26条 第55条第1項	○				○	
河川区域内の形状変更、竹木の栽植、竹木の伐採	第27条第1項	○					○
河川保全区域内の工作物の新築、改築、除却	第55条第1項	○				○	
河川保全区域内の土地の形状変更	第55条第1項	○					○
流水の占用期間更新	第23条 第24条	○	○				
土地の占用期間更新	第24条	○		○			
工作物に係る土地の占用期間更新	第24条	○				○	

3. 本作成手引中規則とは、河川法施行規則をいう。
4. 日本国有鉄道及び日本電信電話公社等の協議については、本作成手引に準ずること。

第 2 流水の占用許可申請について

1 許可申請書について

(1) 規則別記様式第八（甲）の記載例

許 可 申 請 書	
	文 書 番 号 昭和 年 月 日
長野県知事	殿
申請者 住 所 長野市大字西長野 123 番地 ふりがな ぜんこうじいらとちかいりょうく 氏 名 善光寺平土地改良区 理事長 青 田 二 郎 ㊟	
別紙のとおり河川法第23条、第24条、第26条及び第55条第1項の許可を申請します。	

上記許可申請書の記載は、次の要領によること。

項 目	記 載 要 領	
文 書 番 号	文書番号は個人の申請については、記載する必要がないこと。	
申請年月日	申請書を提出するときの年月日を必ず記載すること。	
あ て 名	長野県知事何某あてとすること。	
申 請 者	住 所	(1) 任意団体の場合又は何某外何名、代表者何某で共同申請する場合には、代表者の住所を記載すること。 (2) 地番まで正確に記載すること。
	氏 名	(1) 法人の場合又は次のア及びイに該当する任意団体の場合には、名称及び代表者の氏名を記載すること。 ア 当該団体として従来から慣行または許可に基づく水利使用を行ってきた経緯があること。 イ 規約を有し、かつ定期的に総会を開いて代表者等を決定している。 なお、法人の場合には登記簿謄本を添付し、前記ア及びイに該当する任意団体の場合には、規約の写し及び申請時における代表者が選出されたときの総会の記録の写し（規約の写し及び総会の記録の写しには、当該団体の代表者名で原本と相違ない旨の証明を付すこと。）を添付すること。 (2) 数人で共同申請する場合には、何某外何名、代表者何某と記載し、委任状（収入印紙貼付）を添付すること。任意団体であって前記(1)のアまたはイに該当しない場合も同様とする。 なお、この場合は許可を受けた後に共同申請者のメンバーについて死亡・転出・転入等が生じたときには、必ず河川法に基づく手続をとること。
申請条文	規則第39条の規定により許可の同時申請を行うときは、根拠条文をすべて記載すること。	

(2) 規則別記様式第八(乙の1)の記載例

(水利使用)

1. 河川の名称 信濃川水系 一級河川裾花川
 2. 水利使用の目的 かんがいのため(善光寺用水頭首工)

3. 取水口、注水口又は放水口の位置

取水口 長野市大字西長野 100 番地先

放水口

4. 取水量等

代かき期 毎秒 0.53 立方メートル 6月1日から6月15日まで

かんがい期 毎秒 0.35 立方メートル 6月16日から9月30日まで

期 外 毎秒 0.15 立方メートル 10月1日から5月31日まで

かんがい面積 150 ヘクタール

5. 取水の方法

取水えん提(自然流入)

6. 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は占用の場所	工作物の構造又は能力	占 用 面 積	摘 要
取水えん堤 頭首工 取水路	長野市大字西長野 100番地先	えん堤 長さ 10メートル 幅 3メートル コンクリート造 取水路 上幅 5メートル 下幅 3メートル	300.0 平方メートル	

河川区域内の占用以外の行為の場所及び面積

長野市大字西長野 100 番地 10 平方メートル

河川保全区域内の行為の場所及び面積

長野市大字西長野 100 番地 5 平方メートル

7. 土地の掘さく等

種 類	場 所	土地の面積	摘 要
土捨場	長野市大字西長野 100 番地	30 平方メートル	捨土量 100 立方メートル

8. 水利使用の期間 許可の日から 年 月 日まで

9. 工 期 許可の日から 60 日間

↑記許可申請書の記載は、次の要領によること。

占用期間の更新の許可申請も上記記載例により行うこと。

項 目		記 載 要 領
河 川 の 名 称		「水系名」「一級河川」「河川名」の順に記載すること。
水 利 使 用 の 目 的		水利使用に係る事業名を記載し、事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。
取 水 口、注 水 口 又 は 放 水 口 の 位 置		「郡市町村」「大字」「字」「番地先」と詳細に記載すること。
取 水 量 等		<p>(1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒（一日最大取水量一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあっては、立方メートル）とすること。</p> <p>(2) かんがいのためにする水利使用にあっては、しろかき期、かんがい期、期外別の最大取水量を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。</p> <p>(3) その他（発電水利使用は除く。）の水利使用にあっては、最大取水量及び一日最大取水量（一定の期間ごとに最大取水量または一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ水道のためにする水利使用にあっては、給水人口を付記すること。</p> <p>(4) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量とあわせて記載すること。</p> <p>(5) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利使用を行うときは、これを記載すること。</p>
取 水 の 方 法		取水方法を具体的に記載すること。
工 作 物 及 び 土 地 の 占 用	占 用 面 積 等	<p>(1) 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占有面積を記入すること。</p> <p>(2) 河川区域内の河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地の場所及び面積は、「河川区域内の占有以外の行為の場所及び面積」として欄外に付記すること。</p> <p>(3) 河川保全区域内の行為面積がある場合は、「河川保全区域内の行為の場所及び面積」として欄外に付記すること。</p>
	摘 要	新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。
土 地 の 掘 さ く 等		河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他土地の形状を変更する行為（工作物の新築、改築または除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。
	摘 要	捨土量、掘さく量等を記載すること。
変 更 の 許 可 申 請		変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

2 添付図書について

添 付 図 書	作 成 要 領
1. 水利使用に係る事業の計画の概要を記載した図書	
2. 縮尺5万分の1の位置図	(1) 申請個所を○印で示し、「申請個所」と朱書すること。 (2) かんがいのための許可申請の場合は、「取水口」「放水口」「かんがい区域(着色)」を朱書すること。
3. 使用水量の算出根拠を明示した図書	(1) かんがいのための使用水量は次によること。 かんがい面積(単位ヘクタール) 減水深 しろかき期(単位m/day) かんがい期(単位m/day) しろかき日数 水路損失率(単位%) 1ヘクタール当用水量(単位m ³ /sec) $\text{かんがい期用水量} = \frac{10,000(\text{m}^3) \times \text{かんがい期減水深}(\text{m/day})}{86,400(\text{sec})}$ $\text{しろかき期用水量} = \frac{10,000(\text{m}^3) \times \text{しろかき期減水深}(\text{m/day})}{86,400(\text{sec})}$ $1\text{ヘクタール当しろかき期最終日用水量}(\text{単位m}^3/\text{sec})$ $\left(\text{かんがい期用水量} \times \frac{\text{しろかき日数} - 1}{\text{しろかき日数}} \right) + \left(\text{しろかき期用水量} \times \frac{1}{\text{しろかき日数}} \right)$ $\text{Q使用水量}(\text{単位m}^3/\text{sec})$ $\text{かんがい期使用水量} = \frac{(\text{かんがい期用水量} \times \text{かんがい面積})}{(1 - \text{水路損失率})}$ $\text{しろかき期使用水量} = \frac{(\text{しろかき期最終日用水量} \times \text{かんがい面積})}{(1 - \text{水路損失率})}$ (2) 使用水量は過大に算出しないこと。過大に使用する場合はその理由書を添付すること。 (3) 使用水量の標準は、かんがい面積10ヘクタールについて毎秒0.0278立方メートルから0.0417立方メートルである。
4. 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算書	(1) 当該河川の過去10年間以上の流量資料、又は当該河川の流域における過去10年間以上の降雨資料に基づいて作成すること。 (2) 関係河川使用者の取水量には慣行水利使用者の取水量も含めること。
5. 水利使用による影響及びその対策の概要を記載した図書	

添付図書	作成要領				
6. 水利使用に伴う 工作物の新築または改築に係る土地 の実測平面図	<p>(1) 縮尺は100分の1～2,500分の1とすること。</p> <p>(2) 申請位置の上、下流の流水その他に影響があると思われる適当な区間とすること。</p> <p>(3) 堤防、護岸、水制、寄洲等の状況、流水の方向及び道路等必要なものを図示し、申請工作物及び関連施設等について平面的な外形のわかる図面とすること。</p> <p>(4) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。</p>				
7. 水利使用に伴う 工作物の 設計図 (工作物の 除却にあ っては構 造図)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 685 456 1070">断面図</td> <td data-bbox="456 685 1410 1070"> <p>(1) 縦断面図は、縮尺縦100分の1、横1,000分の1以上とすること。</p> <p>(2) 横断面図は、縮尺100分の1とするが、河幅の広いものは、縦100分の1、横500分の1以上とすること。</p> <p>(3) 横断面図の間隔は、50m以内とすること。</p> <p>(4) 申請工作物と河床及び河川管理施設等との関係を知ることができる図面としHWL、LWL、を記載すること。</p> <p>(5) 横断面図には、河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1070 456 1294">構造図</td> <td data-bbox="456 1070 1410 1294"> <p>(1) 縮尺は、100分の1以上とすること。</p> <p>(2) 申請工作物と河川横断の関係を知ることができる図面とすること。</p> <p>(3) 堤体を横過して設置する工作物などは、工作物の断面、水路の断面、流下勾配、敷高、HWL、などの関連を明示すること。</p> </td> </tr> </table>	断面図	<p>(1) 縦断面図は、縮尺縦100分の1、横1,000分の1以上とすること。</p> <p>(2) 横断面図は、縮尺100分の1とするが、河幅の広いものは、縦100分の1、横500分の1以上とすること。</p> <p>(3) 横断面図の間隔は、50m以内とすること。</p> <p>(4) 申請工作物と河床及び河川管理施設等との関係を知ることができる図面としHWL、LWL、を記載すること。</p> <p>(5) 横断面図には、河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。</p>	構造図	<p>(1) 縮尺は、100分の1以上とすること。</p> <p>(2) 申請工作物と河川横断の関係を知ることができる図面とすること。</p> <p>(3) 堤体を横過して設置する工作物などは、工作物の断面、水路の断面、流下勾配、敷高、HWL、などの関連を明示すること。</p>
断面図	<p>(1) 縦断面図は、縮尺縦100分の1、横1,000分の1以上とすること。</p> <p>(2) 横断面図は、縮尺100分の1とするが、河幅の広いものは、縦100分の1、横500分の1以上とすること。</p> <p>(3) 横断面図の間隔は、50m以内とすること。</p> <p>(4) 申請工作物と河床及び河川管理施設等との関係を知ることができる図面としHWL、LWL、を記載すること。</p> <p>(5) 横断面図には、河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。</p>				
構造図	<p>(1) 縮尺は、100分の1以上とすること。</p> <p>(2) 申請工作物と河川横断の関係を知ることができる図面とすること。</p> <p>(3) 堤体を横過して設置する工作物などは、工作物の断面、水路の断面、流下勾配、敷高、HWL、などの関連を明示すること。</p>				
8. 工事の実施方法を記載した図書	<p>(1) 工作物の新築等に関する工程表</p> <p>(2) 工事仕様書</p>				
9. 土地の占用面積等の計算書及び丈量図	<p>(1) 縮尺は、1,000分の1以上とすること。</p> <p>(2) 計算書は、原則として丈量図に記載すること。</p> <p>(3) 丈量図には、河川区域、河川保全区域、官民界線を朱書し、占用面積その他行為面積別に区分して計算すること。</p>				
10. 工事費概算書					
11. 法第38条（水利使用の申請があった場合の通知）のただし書の同意があった場合は、その写、同意が得られない場合はその事項を記載した書面					
12. 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは、工作物を使用して水利使用を行う場合、又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあってはその使用又は改築除去について申請者が権原を有する					

添付図書		作成要領
こと又は権原を取得する見込がじゅう分であることを示す書面（同意書又は契約書の写）		
13. 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面		
14. 規則第39条（許可の同時申請）のただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面		
15. その他参考となるべき事項を記載した図書	土地台帳図写（公図及び謄本）	(1) 法務局保存の土地台帳の写とすること。市町村役場の写図したものはいけない。 (2) 申請するものの形状を朱書すること。 (3) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。
	写真	手札型を標準とすること。
	市町村長の意見書	当該申請者が水利権者として適当であるかについても判断したうえで意見を述べたものであること。
	河川保全区域の土地所有者の承諾書	
	最大洪水流量 高?	
	水理計算書	
添付図書の省略等	(1) 水利使用に伴う工作物の新築等を主とする許可申請書で土地の占用及び河川保全区域内における行為の申請を同時に行う場合は内容が他のものの内容に含まれているときは添付図書を省略することができる。 (2) 許可に係る行為が軽易なものであること、その他の理由で添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、その一部を省略することができる。 (3) 河川保全区域内における工作物の新築又は改築の添付図書は、これを準用する。	
変更の許可申請	許可を受けた事項の変更の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りるが、変更の趣旨及び理由を記載した書面並びにこの許可に係る許可書の写を添付すること。	

第3 土地の占用許可申請について

1 許可申請書について

(1) 規則別記様式第八(甲)の記載例

許 可 申 請 書			
		文 書 番 号	
		昭和 年 月 日	
建設事務所長	殿		
申請者 住 所 長野市大字西長野 456 番地			
ふりがな なが の いちろう 氏 名 長 野 一 郎 ㊤			
別紙のとおり河川法第 24 条の許可を申請します。			

上記許可申請書の記載は、あて名を「何建設事務所長何某」あてとする他は「第2 流水の占用許可申請について」の記載要領と同じであること。

(2) 規則別記様式第八(乙の2)の記載例

(土地の占用)				
1. 河川の名称	信濃川水系	一級河川	裾花川	
2. 占用の目的及び態様	畑耕作(桑園)のため			
3. 占用の場所	長野市大字西長野字妻科 15 番地先			
4. 占用の面積	30平方メートル			
5. 占用の期間	許可の日から昭和	年	月	日まで

上記許可申請書の記載は、次の要領によること。

占用期間の更新の許可申請も上記記載例により行うこと。

項 目	記 載 要 領
河 川 の 名 称	「水系名」「一級河川」「河川名」の順に記載すること。
占用の目的及び態様	「田」「畑」「運動場」「公園」等を設置する等のため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。
占 用 の 場 所	「郡市町村」「大字」「字」「番地先」と詳細に記載すること。
占 用 面 積	単位は、平方メートルとし、小数点以下2位を4捨5入して小数点以下1位にとどめること。
占 用 の 期 間	当該占用の目的、態様等を考慮して必要最少限度の期間とすること。

2 添付図書について

添 付 図 書	作 成 要 領
1. 土地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書	
2. 縮尺5万分の1の位置図	申請個所を○印で示し、「申請個所」と朱書すること。
3. 実測平面図	(1) 縮尺は100分の1～2,500分の1とすること。 (2) 申請位置の上、下流その他に影響あると思われる適当な区間とすること。 (3) 堤防、護岸、水制、寄洲等の状況、流水の方向及び道路等必要なものを図示し、申請区域及び関連施設等について平面的な外形配置のわかる図面とすること。 (4) 河川区域、河川保全区域、官民界線を朱書すること。
4. 面積計算書及び丈量図	(1) 縮尺は600分の1以上とすること。 (2) 計算書は、原則として丈量図に記載すること。
5. 土地の占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする時は、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込に関する書面	

添付図書		作成要領
6. その他 参考となるべき事項を記載した書面	写真	手札型を標準とすること。
	土地台帳図写 (公図及び謄本)	(1) 法務局保存の土地台帳図の写とすること。市町村役場の写図したものはいけない。 (2) 申請するものの形状を朱書すること。 (3) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。
	断面図	(1) 縦断面図は、縮尺縦 100 分の 1、横 1,000 分の 1 以上とすること。 (2) 横断面図は、縮尺 100 分の 1 とするが、河幅の広いものは縦 100 分の 1、横 500 分の 1 とすること。 (3) 横断面図の間隔は、50m 以内とすること。 (4) 占用申請区間を明示し、河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。 (5) 実測年月日を記入すること。
		地元市町村長の意見書
添付図書の省略		許可に係る行為が軽易なものであるとき又はその他の理由で添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、その一部を省略することができる。
変更の許可申請		許可を受けた事項の変更の許可申請にあっては、添付図書のうち、その変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りるが、変更の趣旨及び理由を記載した書面並に許可に係る許可書の写を添付すること。

第4 土石等の採取の許可申請について

1 許可申請書について

(1) 規則別記様式第八(甲)の記載例

許 可 申 請 書			
		文 書 番 号	
		昭和 年 月 日	
建設事務所長	殿		
申請者 住 所 長野市大字長野 456 番地			
ふりがな ながの いろは			
氏 名 長 野 一 郎 ㊦			
別紙のとおり河川法第25条及び第27条第1項の許可を申請します。			

上記許可申請書の記載は、あて名を「何建設事務所長何某」あてとする他は、「第2 流水の占用許可申請について」の記載要領と同じであること。

(2) 規則別記様式第八(乙の3)の記載例

(河川の産出物の採取)	
1. 河川の名称	信濃川水系 一級河川裾花川
2. 採取の目的	販売のため(18号線国道工事に用)
3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積	長野市大字西長野字妻科 15 番地 ○○平方メートル
4. 河川の産出物の種類及び数量	切込砂利 ○○立方メートル
5. 採取の方法	日立ドラクラインバケット容量 ○立方メートル ○IP ○台 掘さく積込 トラック○台で運搬 1日平均○立方メートル 掘さく深 ○メートル その他申請書添付図書のとおり。
6. 採取の期間	許可の日から昭和 年 月 日まで

上記許可申請書の記載は、次の要領によること。

項 目	記 載 要 領
河 川 の 名 称	「水系名」「一級河川」「河川名」の順に記載すること。
採 取 の 場 所	「郡市町村」「大字」「字」「番地先」と詳細に記載すること。
採取に係る土地の面積	単位は、平方メートルとし、小数点以下第2位を4捨5入し、小数点第1位にとどめること。国有地と民有地にまたがって採取する場合、それぞれについて記載し図面において色別で区分すること。
河川の産出物の種類及び数量	「砂」「砂利」「玉石」その他種類ごとに記載すること。
採 取 の 方 法	(1) 機械掘り、又は手掘りの別を記載し、機械掘りについては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。 (2) 採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。
変 更 の 許 可 申 請	許可を受けた事項の変更の許可申請にあつては、変更しない事項についても記入し、かつ、変更する事項については変更前のものを赤色で併記すること。
河川区域と河川保全区域内の土地にまたがる場合	河川区域内の土地と河川保全区域内の土地とにまたがる場合は、適用条文は第25条、第27条第1項及び第55条第1項とすること。

2 添付図書について

添 付 図 書	作 成 要 領
1. 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書（目的、必要性、すでに許可を受けているものとの関連等）	
2 河川の産出物の採取に係る土地の縮尺5万分の1の位置図	申請個所を○印で示し、「申請個所」と朱書すること。
3. 河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図	(1) 縮尺は100分の1～2,500分の1とすること。 (2) 採取掘さくの位置の上下流それぞれ100mを含むこと。 (3) 搬出路及びプラントの位置を明示すること。 (4) 堤防並に主要工作物（橋梁）から申請位置までの最短部の距離を記入すること。 (5) 横断面図照合のため横断面図を記入すること。 (6) 採取掘さく個所を朱斜線で囲むこと。 ただし、民有地における採取を含む場合は、民有地については黄色をも

添付図書		記載要領
		<p>って着色して国有地と区分すること。</p> <p>(7) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。</p>
4. 土石採取にあっては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤高を記載したものの	縦断面図	<p>(1) 縮尺は、縦100分の1、横1,000分の1以上とすること。</p> <p>(2) 掘さく個所中心部の縦断面図とすること。</p> <p>(3) 掘さく個所上、下流それぞれ100mまでとすること。</p> <p>(4) 測量年月日を記入すること。</p> <p>(5) 採取掘さく部を朱斜線で明示すること。</p>
	横断面図	<p>(1) 縮尺は100分の1とするが、河幅の広いものは縦100分の1、横1,000分の1以上とすること。</p> <p>(2) 左右岸いずれか一方の堤防を入れ、申請区域より余裕50mをとり、HWL、LWLを記載すること。</p> <p>(3) 横断面図の間隔は、50m以内とすること。</p> <p>(4) 堤防から基準となる固定物を記入し、これにより掘さく部に至る距離を記載すること。</p> <p>(5) 測量年月日を記入すること。</p> <p>(6) 採取掘さく部を朱斜線で明示すること。</p>
5. 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した書面		<p>(1) 利害関係者のある場合は、その同意書、意見書又はこれに類する書面</p> <p>(2) 前号の書面が得られない場合は、その理由を明らかにした書面</p>
6. 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面		
7. その他参考となるべき事項を記載した書面	土地台帳図写(公図及び謄本)	<p>(1) 法務局保存の土地台帳図の写とすること。市町村役場の写図したものはいけない。</p> <p>(2) 申請するものの形状を朱書すること。</p> <p>(3) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。</p>
	写真	<p>手札型を標準とすること。</p> <p>(1) 地元市町村長の意見書</p> <p>(2) ガラを河川区域内の土地に返却するものについては、返却個所の平面図、縦断面図及び横断面図を添付すること。</p>
添付図書の省略		許可に係る行為が軽易なものであること、その他の理由で添付図書の全部を添付する必要がないと認められる時は、その一部を省略することができる。

第5 土石以外の河川の産出物の採取の許可申請について

1 申請書について

(1) 規則別記様式第八(甲)の記載例

許 可 申 請 書			
		文 書 番 号	
		昭和 年 月 日	
建設事務所長	殿		
		住 所	諏訪市大字上諏訪1番地
		ふりがな	やまもといちろう
		氏 名	山 本 一 郎 ㊟
別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。			

上記許可申請書の記載は、あて名を「何建設事務所長何某」あてとする他は、「第2 流水の占有許可申請について」の記載要領と同じであること。

(2) 規則別記様式第八(乙の3)の記載例

(河川の産出物の採取)			
1. 河川の名称	天竜川水系	一級河川	上川
2. 採取の目的	販売のため		
3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積	諏訪市大字上諏訪字川原 536 番地先		
	〇 〇	平方メートル	
4. 河川の産出物の種類及び数量	あし	〇 〇	束
5. 採取の方法	鎌にて伐採		
	縄じめのうえ搬出		
	その他申請書添付図書のとおり		
6. 採取の期間	許可の日から昭和	年 月	日まで

上記許可申請書の記載は、次の要領による。

項 目	記 載 要 領
(河川の産出物の採取)	土石以外の河川の産出物の採取に適用するものであること。
河 川 の 名 称	「水系名」「一級河川」「河川名」の順に記載すること。
採 取 の 場 所	「郡市町村」「大字」「字」「番地先」と詳細に記載すること。
河川の産出物の種類 及 び 数 量	竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜等種類別に数量を記載すること。
変更の許可申請	許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更されていない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを朱色で併記すること。

2 添付図書について

添 付 図 書	記 載 要 領
1. 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書	
2. 縮尺5万分の1 の位置図	許可申請個所を、○印で示し、「申請個所」と朱書すること。
3. 河川の産出物の 採取に係る土地の 実測平面図	(1) 縮尺は、100分の1～2,500分の1とすること。 (2) 河川の産出物の採取の位置上下流それぞれ100mを含むこと。 (3) 堤防並に主要工作物(橋梁)から申請位置までの最短距離を記載すること。 (4) 河川の産出物の採取の個所を朱斜線で囲むこと。 (5) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。
4. 河川の産出物の採取が他の事業におよぼす影響がある場合は、その対策の概要を記載した図書	
5. 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可、その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面	

添付図書		作成要領
6. その他 参考となるべき事項を記載した図書	土地台帳図写 (公図及び謄本)	(1) 法務局保存の土地台帳図の写とすること。市町村役場の写図したものはいけない。 (2) 申請するものの形状を朱書すること。 (3) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。
	写真	手札型を標準とすること。
	縦断面図	(1) 縮尺は縦100分の1、横1,000分の1以上とすること。 (2) 河川の産出物の採取の個所中心部の縦断とすること。 (3) 河川の産出物の採取個所の上下流それぞれ100mを含むこと。 (4) 測量年月日を記載すること。
	横断面図	(1) 縮尺は100分の1とするが河幅の広いものは縦100分の1、横1,000分の1とすること。 (2) 左右岸いずれか一方の堤防を入れ申請区域より余裕を50mとり、HWL、LWL、を記載すること。 (3) 横断面図の間隔は50m以内とすること。 (4) 堤防から基準となる固定物を記載し、これにより河川の産出物の採取の区域に至る距離を記入すること。 (5) 測量年月日を記載すること。 (6) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。
変更の許可申請の場合	許可を受けた事項の変更の許可申請にあっては、添付図書のうち、その変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りるが、変更の趣旨及び理由を記載した書面並にこの許可に係る許可書の写を申請書に添付すること。	
添付図書の省略	許可に係る行為が軽易なものであること、その他の理由で添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、その一部を省略することができる。	

第6 工作物の新築等の許可申請について

1 許可申請書について

(1) 規則別記様式第八(甲)の記載例

許 可 申 請 書	
	文 書 番 号 昭和 年 月 日
長野県知事	殿
申請者 住所	長野市緑町1,613番地
ふりがな 氏名	長野市長 ○ ○ ○ 印
別紙のとおり河川法第24条、第26条及び第55条第1項の許可を申請します。	

上記許可申請書の記載は、「第2 流水の占用許可申請について」の記載要領と同じであること。

(2) 規則別記様式第八(乙の4)の記載例

(工作物の新築)

1. 河川の名称 信濃川水系 一級河川 裾花川
2. 目的 市道(〇〇～〇〇線)〇〇橋架設のため。
3. 場所 左岸 長野市大字西長野字西長野 51番地先
右岸 長野市大字西長野字西長野 68番地先
4. 工作物の名称又は種類
〇〇橋(市道橋) 延長 〇〇メートル
巾員 〇〇メートル
5. 工作物の構造又は能力
イ 橋台 2基 鉄筋コンクリート造
ロ 橋脚 2基 鉄筋コンクリート造 径〇〇メートル
ハ 橋桁 3基 鋼製 内訳 支間 〇〇メートル 2連
〇〇メートル 1連
ニ 荷重 〇〇トン
ホ 橋梁上部及び取付道路
コンクリート舗装
6. 工事の実施方法
右岸側の橋及び橋脚を施行するため渇水期に牛柵により、左岸側に瀬廻しを行い、右岸側が完了してから同様な方法で左岸側を施行する。特に橋台を施行する場合は、降雨期を避けるように配慮している。下部工事は、昭和〇〇年度中において完成し、上部工は、昭和〇〇年度から〇年間で実施する。なお旧橋は、新橋の完成後別途河川法上の許可を得て撤去する。
7. 工期 許可の日から400日間とする。
8. 占用面積
〇〇平方メートル
河川区域内の占用以外の行為面積 〇〇平方メートル
9. 河川保全区域内の行為面積 〇〇平方メートル
10. 占用の期間 許可の日から昭和 年 月 日まで

上記許可申請書の記載は、次の要領によること。

占用期間の更新の許可申請も上記記載例により行うこと。

項 目	記 載 要 領
(工作物の新築、改築、除却)	該当するもののみを記載すること。
河 川 の 名 称	「水系名」「一級河川」「河川名」の順に記載すること。
場 所	「郡市町村」「大字」「字」「番地先」と詳細に記載すること。
工事の実施方法	工事の実施方法を具体的に要約して記載し、単に「請負工事」とのみ記載しないこと。
占 用 面 積 等	<p>(1) 単位は、平方メートルとし、小数点以下第2位を4捨5入し、小数点以下第1位にとどめること。</p> <p>(2) 河川管理者以外のものが、その権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築または除却にあつては「占用面積」に記載しないこと。</p> <p>(3) 河川管理者以外のものが、その権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築または除却にあつては「河川区域内の占用以外の行為面積」として記載すること。</p>
河川区域と河川保全区域にまたがる場合	河川区域内の土地と河川保全区域内の土地とにまたがる場合は、適用条文は第24条、第26条及び第55条第1項とすること。
変更の許可申請	許可を受けた事項の変更の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

河川区域と河川保全区域にまたがる場合

おてんか

おてんか
おてんか
おてんか
おてんか

2 添付図書について

添付図書		作成要領
1. 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書		
2. 縮尺5万分の1の位置図		申請個所を、○印で示し「申請個所」と朱書すること。
3. 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図		(1) 縮尺は、100分の1～2,500分の1とすること。 (2) 申請位置の上、下流の流水その他に影響があると思われる適当な区間とすること。 (3) 堤防、護岸、水制、寄州等の状況、流水の方向及び道路等必要なものを図示し、申請工作物及び関連施設などについて平面的な外形配置のわかる図面とすること。 (4) 横断面図照合のため横断面図/を記入すること。 (5) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。
4. 工作物の設計図 (工作物の除却にあっては構造図)	断面図	(1) 縦断面図は縮尺縦100分の1、横1,000分の1以上とすること。 (2) 横断面図は縮尺100分の1とするが、河幅の広いものは縦100分の1、横500分の1を標準とすること。 (3) 横断面図の間隔は、50m以内とすること。 (4) 申請工作物と河床及び河川管理施設との関係を知ることができる図面とし、HWL、LWL、を記載すること。 (5) 実測年月日を記入すること。 (6) 河川区域、河川保全区域、官民界線を朱書すること。
	構造図	(1) 縮尺は100分の1以上とすること。 (2) 申請工作物と河川横断の関係を知ることのできる図面とすること。 (3) 堤体横過して設置する工作物など(樋門、樋管等)は工作物の断面、水路の断面、流下勾配、敷高、HWL、を記載すること。 (4) 構造図の配置内容は次のとおりとすること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">横断面図</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">正面図</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平面図</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基礎図</div> </div>
		(1) 縮尺は、50分の1以上とすること。

添 付 図 書		作 成 要 領
	構 造 詳細図	(2) 必要個所について記載すること。 (3) 申請工作物設置のため、仮締切を必要とするものは詳細図を添付すること。 なお仮設締切工図にはH.W.L.を明示し、掘さく堤防との関係を併記すること。
5. 工事の実施方法 を記載した図書		(1) 工作物の新築等に係る工程表 (2) 工事仕様書
6. 占用する土地の 面積計算及び丈量 図		(1) 縮尺は600分の1以上とすること。 (2) 計算書は原則として丈量図に記載すること。 (3) 計算内容は、占用面積、河川区域内の占用以外の行為面積（工作物設置に係る民地面積）及び河川保全区域内の行為面積別にすること。
7. 工事費概算書		
8. 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築もしくは除却を行う場合にあっては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込が十分であることを示す書面（同意書又は契約書の写）		
9. 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合はその処分を受けていることを示す書面又は受ける見込に関する書面		
10. その他 参考とな るべき事 項を記載 した図書	写 真	手札型を標準とすること。
	土地台 帳図写 (公図 及び謄 本)	(1) 法務局保存の土地台帳図の写とすること。市町村役場の写図したものはいけない。 (2) 申請するものの形状を朱書すること。 (3) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。
	地元市町村長の意見書	
	工作物の新築等に係 る場合に必要な都度	(1) 地質資料 (2) 注水行為に係る浄化施設詳細図 (3) 注水行為に係る水質分析表 (4) 注水行為に係る保健所長の意見書

添付図書		作成要領
	添付すべき書面	(5) 構造物安定計算書 (6) 工作物管理計画書 (7) 最大洪水流量、水理計算書
添付図書の省略		(1) 工作物の新築等を主とする許可申請で土地の占用及び河川保全区域内における行為の許可申請を同時に行う場合に内容が他のものの内容に含まれるときは添付図書を省略することができる。 (2) 許可に係る行為が軽易なものであること、その他の理由で添付図書の全部を添付する必要がないと認めるときはその一部を省略することができる。
変更の許可申請		許可を受けた事項の変更の許可申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りるが変更の趣旨及び理由を記載した書面並にこの許可に係る許可書の写を添付すること。

第7 土地の掘さく等の許可申請について

1 許可申請書について

(1) 規則別記様式第八(甲)の記載例

許 可 申 請 書	
	文 書 番 号
	昭和 年 月 日
建設事務所長	殿
申請者 住 所 上田市大字上田字上田 123 番地	
ふりがな すぎ やま し ろう 氏 名 杉 山 四 郎 (印)	
別紙のとおり河川法第 27 条第 1 項の許可を申請します。	

上記許可申請書の記載は、あて名を「何建設事務所長何某」あてとする他は「第 2 流水の占用許可申請について」の記載要領と同じであること。

(2) 規則別記様式第八(乙の5)の記載例

(土地の形状の変更)

1. 河川の名称 信濃川水系 一級河川 浦野川

2. 行為の目的 砂利の搬出のための坂路築造

3. 行為の場所及び行為に係る土地の面積

所在地 上田市大字上田字上田50番地先

面積 〇〇平方メートル

4. 行為の内容 左(右)岸堤内(外)に拡巾盛土

巾員 〇メートル

盛土法勾配及び法覆工 〇割及び総(筋)芝張

その他申請書添付図書のとおり

5. 行為の方法 土取場 上田市大字上田字上田100番地先

運搬方法 積込機械ドラックショベル 〇台

運搬機械 トラック

運搬路 堤防天端を使用し、申請位置を盛土拡巾する。

その他申請書添付図書のとおり

6. 行為の期間 許可の日から 30日間

(3) 規則別記様式第八(乙の5)の記載例 (民地における土石の採取)

(土地の形状の変更)

1. 河川の名称 信濃川水系 一級河川 裾花川
2. 行為の目的 民地における切込み砂利採取のため
3. 行為の場所及び行為に係る土地の面積
長野市大字安茂里字小柴見15番地
○ ○ 平方メートル
4. 行為の内容 切込み砂利採取
○ ○ 立方メートル
最深掘さく部 ○メートル
その他申請書添付図書のとおり
5. 行為の方法 手掘りにてトラックにより搬出
その他申請書添付図書のとおり
6. 行為の期間 許可の日から昭和 年 月 日まで

上記の(2)及び(3)の記載は、次の要領によること。

項 目	記 載 要 領
(土地の形状の変更竹木の栽植、竹木の伐採)	該当するものを記載すること。
河 川 の 名 称	「水系名」「一級河川」「河川名」の順に記載すること。
行 為 の 場 所	「郡市町村」「大字」「字」「番地先」又は「番地」を詳細に記載すること。
行 為 の 内 容	<p>(1) 土地の形状を変更する行為にあっては、掘さく、盛土、切土、その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。</p> <p>(2) 竹木の栽植にあっては、竹木の種類及び数量を記載すること。</p> <p>(民地における土石の採取)</p> <p>(3) 掘さく面積、採取する土石の種類ごとに、その数量及び掘さくの深さを記載すること。</p>
行 為 の 方 法	<p>(1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。</p> <p>(2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。</p>
変 更 の 許 可 申 請	許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については変更前のものを赤色で併記すること。

2 添付図書について

添 付 図 書	作 成 要 領	
1. 土地の掘さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書		
2. 縮尺5万分の1の位置図	申請個所を○印で示し、「申請個所」と朱書すること。	
3. 土地の掘さく等に係る土地の実測平面図	(1) 縮尺は100分の1～2,500分の1とすること。 (2) 掘さく位置の上、下流それぞれ100mを含むこと。 (3) 堤防並に主要工作物(橋梁)から申請位置までの最短部の距離を記載すること。 (4) 掘さく個所を朱斜線で囲むこと。 (5) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。	
4. 土地の形状を変更する行為にあっては当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの	縦断面図	(1) 縮尺は、縦100分の1、横1,000分の1以上とすること。 (2) 掘さく個所中心部の縦断面とすること。 (3) 掘さく個所の上、下流それぞれ500mまでとすること。 (4) 掘さく部を斜線で明示すること。 (5) 測量年月日を記載すること。
	標準横断面図	(1) 縮尺は、縦100分の1、横1,000分の1以上とすること。 (2) 掘さく計画個所及び掘さく高を記載すること。 (3) 掘さく部を斜線で明示すること。 (4) 横断面図の間隔は、50m以内とすること。なおHWL、LWLを記載すること。 (5) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。
5. 土地の掘さく等が他の事業によぼす影響及びその対策の概要を記載した図書	(1) 利害関係者のある場合は、その同意書、意見書又はこれに類する書面。 (2) 前号の書面が得られない場合は、その理由を明らかにした書面	

添 付 図 書		作 成 要 領
6. 河川管理者以外の者が、その権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行う場合にあっては、当該土地の掘さく等を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面（同意書又は契約書の写）		
7. 土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みが十分であることを示す書面。		
8. その他参考となるべき事項を記載した図書	写 真	手札型を標準とすること。
	土地台帳図写 (公図及び謄本)	(1) 法務局保存の土地台帳図の写とすること。市町村役場の写図したものはいけない。 (2) 申請するものの形状を朱書すること。 (3) 河川区域、河川保全区域及び官民界線を朱書すること。
	市町村長の意見書	
変 更 の 許 可 申 請		許可を受けた事項の変更の許可申請にあっては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りるが変更の趣旨および理由を記載した書面並にこの許可に係る許可書の写を添付すること。
添 付 図 書 の 省 略		許可に係る行為が軽易なものであること、その他の理由で添付図書の全部を添付する必要がないときは、その一部を省略することができる。

第8 河川保全区域内の許可申請について

1 申請書について

(1) 規則別記様式第八(甲)の記載例

許 可 申 請 書	
	文 書 番 号
	昭和 年 月 日
建設事務所長	殿
	申請者 住 所 長野市大字中御所 35 番地
	ふりがな ながの いちろう
	氏 名 長 野 一 郎
別紙のとおり河川法第55条第1項の許可を申請します。	

上記許可申請書の記載は、あて名を「何建設事務所長何某」あてとする他は、「第2 流水の占用許可申請について」の記載要領と同じであること。

(2) 規則別記様式第八(乙の4)の記載例

(工作物の新築)

1. 河川の名称 信濃川水系 一級河川 裾花川

2. 目的 肥料、飼料倉庫新築のため

3. 場所 長野市大字中御所字中御所35番地

4. 工作物の名称又は種類

倉庫 1棟

5. 工作物の構造又は能力

間口 〇メートル

奥行 〇メートル

構造 38メートル幅のコンクリート造

その他申請書添付図書のとおり

6. 工事の実施方法

堤防法先から〇メートルの箇所とし、在来地盤を〇メートル掘さくし、コンクリート基礎とする。

行為面積 〇〇平方メートル

その他申請書添付図書のとおり

7. 工期 許可の日から90日間とする。

上記申請書の記載は、次の要領によること。

項 目	記 載 要 領
(工作物の新築、改築、 除却)	該当するものを記載すること。
河 川 の 名 称	「水系名」「一級河川」「河川名」の順に記載すること。
場 所	「郡市町村」「大字」「字」「番地」を詳細に記載すること。
工 事 の 実 施 方 法	(1) 工事の実施方法を具体的に要約して記載し、単に「請負工事」とのみ記載しないこと。 (2) 申請の「行為面積」を付記すること。
占 用 面 積 占 用 の 期 間	記載する必要はない。
変 更 の 許 可 申 請	許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については変更前のものを赤色で併記すること。
許 可 の 申 請 を 要 し ない 行 為	河川法施行令第34条第1項に規定する行為については、許可の申請をする必要がないこと。

(3) 規則別記様式第八(甲)の記載例(土地の掘さく等)

許 可 申 請 書	
	文 書 番 号
	昭和 年 月 日
建設事務所長	殿
申請者 住所	松本市大字島内字島内10番地
ふりがな	やまだ たろう
氏名	山田 太郎 ㊞
別紙のとおり河川法第55条第1項の許可を申請します。	

上記許可申請書の記載は、あて名を「何建設事務所長何某」あてとする他は、「第2 流水の占用許可申請について」の記載要領と同じであること。

(4) 規則別記様式第八(乙の5)の記載例

(土地の形状変更)	
1. 河川の名称	信濃川水系 一級河川 奈良井川
2. 行為の目的	材料置場のため
3. 行為の場所及び行為に係る土地の面積	松本市大字島内字島内60番地 ○○○平方メートル
4. 行為の内容	盛土量 ○○立方メートル 盛土の高さ ○○メートル
5. 行為の方法	○○地先の土砂 ○○をトラック○台にて搬入 その他申請書添付図書のとおり
6. 行為の期間	許可の日から30日間

本申請書の提出は、申請書の提出期限(平成25年10月31日)から起算し、許可の日の翌日から起算して30日以内とする。この場合、申請書の提出期限が土曜日の場合は、その前日の午後5時までに提出することとする。

上記許可申請書の記載は、次の要領によること。

項 目	記 載 要 領
河 川 の 名 称	「水系名」「一級河川」「河川名」の順に記載すること。
行 為 の 場 所	「郡市町村」「大字」「字」「番地」を詳細に記載すること。
行 為 の 内 容	(1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘さく、盛土、切土、その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
行 為 の 方 法	(1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類能力及び数を記載すること。 (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を記載すること。
変 更 の 許 可 申 請	許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。
許 可 の 申 請 を 要 しない 行 為	河川法施行令第34条第1項に規定する行為については、許可の申請をする必要がないこと。

2 添付図書について

- (1) 工作物の新築等の許可申請書の添付図書は、「第6 工作物の新築等の許可申請について」の添付図書と同様であること。
- (2) 土地の掘さく等の許可申請書の添付図書は、「第7 土地の掘さく等の許可について」の添付図書と同様であること。